

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 日

長浜水道企業団

企業長 三和 啓司

上水道規則第 3 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に、「拘置されている場合」を「拘置されている場合もしくは留置施設に留置されて拘禁刑もしくは勾留の刑の執行を受けている場合」に改める。

付 則

(施行規則)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 1 2 条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)もしくは旧刑法第 1 6 条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号)第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。)に拘置されている者または留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮もしくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定の適

用については、懲役もしくは禁錮または旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑または拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役もしくは禁錮または旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑または拘留の刑の執行を受けている者とみなす。